

社会保険労務士が答える
企業の労務管理

高松佳世子



社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)について

健康保険・厚生年金保険の事業は、被保険者と事業主が共同で負担する保険料と国の補助金・負担金で運営されます。

保険料は被保険者が受ける毎月の収入(報酬といいますが)に応じて、区切りの良い幅で区分した標準報酬月額に当てはめて決められますが、被保険者の毎月の報酬に応じて保険料を徴収すると、事務経費だけでも膨大になるため、資格取得届(入社時)、算定基礎届(1年に一度の届出)、月額変更届及び育児休業(産前産後休業も含みます)終了した場合の改定届という事業主からの届出書で標準報酬月額を当ては

61

め保険料を決定します。算定基礎届は毎年4、5、6月に支払われる報酬から標準報酬月額を決定し毎年9月分から翌年の8月分までの標準報酬月額とします。保険料はこの標準報酬月額に一定の料率をかけたものです。健康保険料の料率は各県ごとに決まります。愛知県料率は9・88%です。厚生年金保険料の料率は全国一律で18・3%です。標準報酬月額に料率をかけた保険料を被保険者と事業主で折半します。なお、算定基礎届で決定した標準報酬月額では、被保険者の報酬と著しく乖離することがある時は、月額変更届によって標準

報酬月額と報酬に著しい乖離がないようにしています。

月額変更届は、固定的賃金の変動し、実際支払われた月から3カ月分の報酬を平均し、標準報酬月額に当てはめ、以前の標準報酬月額より2等級



以上の差があった場合は、その標準報酬月額が4カ月目からの保険料の対象になります。

尚、他に年3回以下の賞与等も保険料の対象となります。(年4回以上の賞与等は報酬とみなし、

算定基礎届・月額変更届の対象になります)

今年新型コロナウイルス感染症の影響による、休業(1時間以上)に伴う報酬の急減に対応するための標準報酬月額の特例改定ができるようになりました。通常の月額変更届は4カ月

目からの該当ですが特例改定は2カ月目からでも認められます。令和2年4月分から令和2年7月分まで報酬が減額になった場合の限定措置です。届出書は該当者一人につき

1回のみで、令和3年2月1日までに届け出ることが必要等詳細については、日本年金機構のホームページに「標準報酬月額の特例改定にかかるQ&A(64問)」が出ておりますので、そちらを参

照してください。

また、保険料を納められる事業主対象には、以前から保険料猶予制度がありました。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、猶予制度の特例が設けられました。

対象者はコロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などにかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付が困難な事業主です。猶予の内容は、1年間健康保険料・厚生年金保険料等の納付を猶予してもらえます。そして担保の提供は不要で延滞金が免除されます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

(高松社会保険労務士事務所所長・社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)

イラスト・伊藤香澄